

成田空港の更なる機能強化に関する 検討結果について

平成29年6月

千葉県

目次

1. 騒特法の地区設定について

- (1) 騒特法に基づく地区設定の基本的な考え方
- (2) 防止特別地区の設定
- (3) 防止特別地区設定基準

2. 航空機からの落下物に関する対策について

3. 空港周辺の地域づくりについて

1. 騒特法の地区設定について

(1) 騒特法に基づく地区設定の基本的な考え方

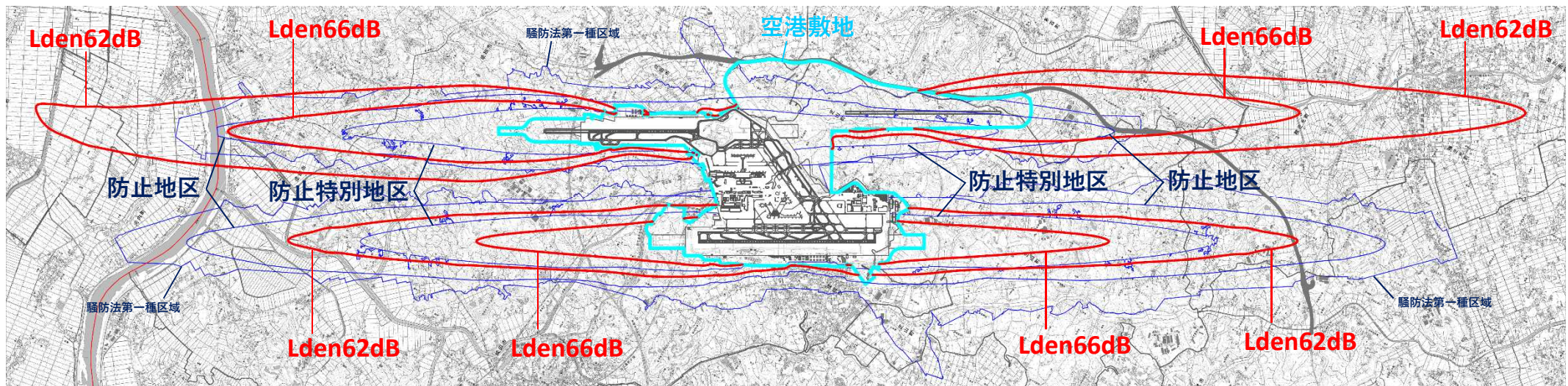
成田国際空港株式会社が公表した50万回時の予測騒音コンターを基本に、次のとおり地区設定を行う。
なお、いずれの場合も、防止特別地区については、既存集落の状況に十分配慮して設定する。

ア 新設するC滑走路については、新たに対象地区を設定する。

イ B滑走路において予測騒音コンターが現地区を超える地域については、対象地区を拡大する。

ウ A滑走路及びB滑走路で、予測騒音コンターが現地区より縮小する地域については、引き続き地域住民の生活環境を保全するため現地区を維持する。

成田国際空港 予測騒音コンター（50万回）



Lden62dB＝騒特法 防止地区（建築物への自己防音構造義務付け）に対応。

Lden66dB＝騒特法 防止特別地区（住宅等の建築禁止、移転補償、土地の買入れ）に対応。

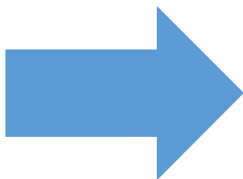
(2) 防止特別地区の設定

- 防止特別地区はLden 66 デシベルのコンターを基準として定めるべきものであるが、円卓会議の合意事項を踏まえ、当該コンターが既存集落にかかる場合には、集落の一体性に配慮して区域を拡大できるものとする。
- 規制法としての騒特法の趣旨から、その設定範囲は、これまでと同様に防止地区の設定基準であるLden 62 デシベルのコンターを限度とする。
- 地区設定にあたっての集落の捉え方は、地域の実情に応じて、区等の単位を基本とする。

集落の捉え方の変更

【これまで】

組・班単位



【今回】

区等（組・班より大きな）単位

人口減少、高齢化により、地域活動の担い手が減少
地域活動は、これまでの単位より大きな単位に変化

(3) 防止特別地区設定基準①

地域の実情に応じて、区等の大きな単位を基本とし、次の基準により防止特別地区の設定を行う。

- 1 Lden 6 6 デシベルのコンターに集落の全てが含まれる場合は、集落全体を防止特別地区とする。
(図 1 参照)
- 2 Lden 6 6 デシベルのコンター又は現防止特別地区に集落の一部が含まれる場合には、以下のとおりとする。なお、その場合は、当該市町の意向を最大限尊重する。
 - (1) Lden 6 2 デシベルのコンター又は現防止地区（以下「Lden 6 2 デシベルのコンター等」という。）に集落の全てが含まれる場合は、集落全体を防止特別地区とする。但し、いわゆる飛び地については、実情を踏まえて個別に判断する。
(図 2 ・ 図 3 参照)
 - (2) Lden 6 2 デシベルのコンター等の外まで集落が広がる場合は、Lden 6 2 デシベルのコンター等を限度として、集落機能の維持や地域社会のつながり等を総合的に勘案して地区設定を行う。
(図 4 参照)

(3) 防止特別地区設定基準②

図1 設定基準－1

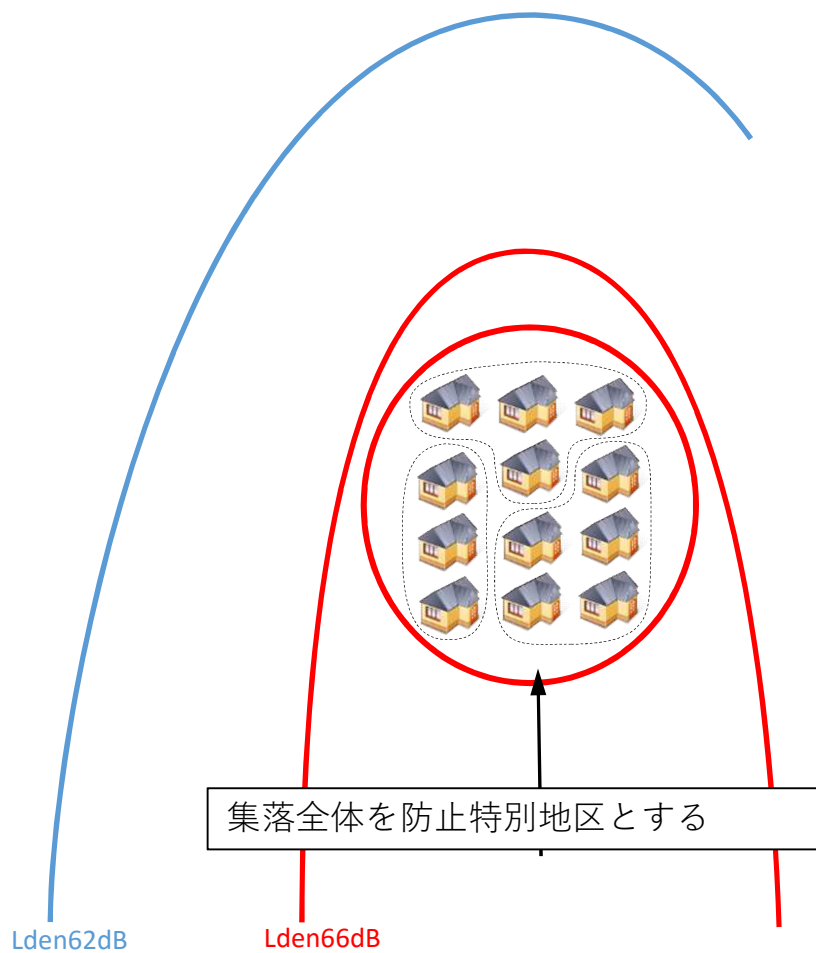
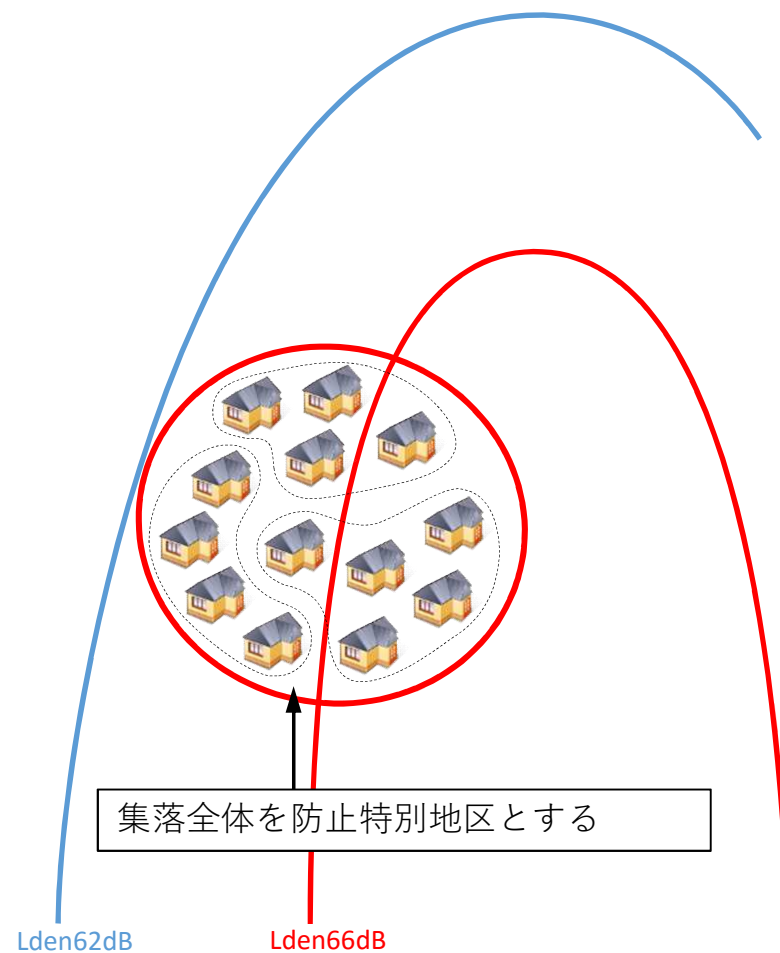


図2 設定基準－2 (1)



(3) 防止特別地区設定基準③

図3 設定基準-2 (1) 飛び地

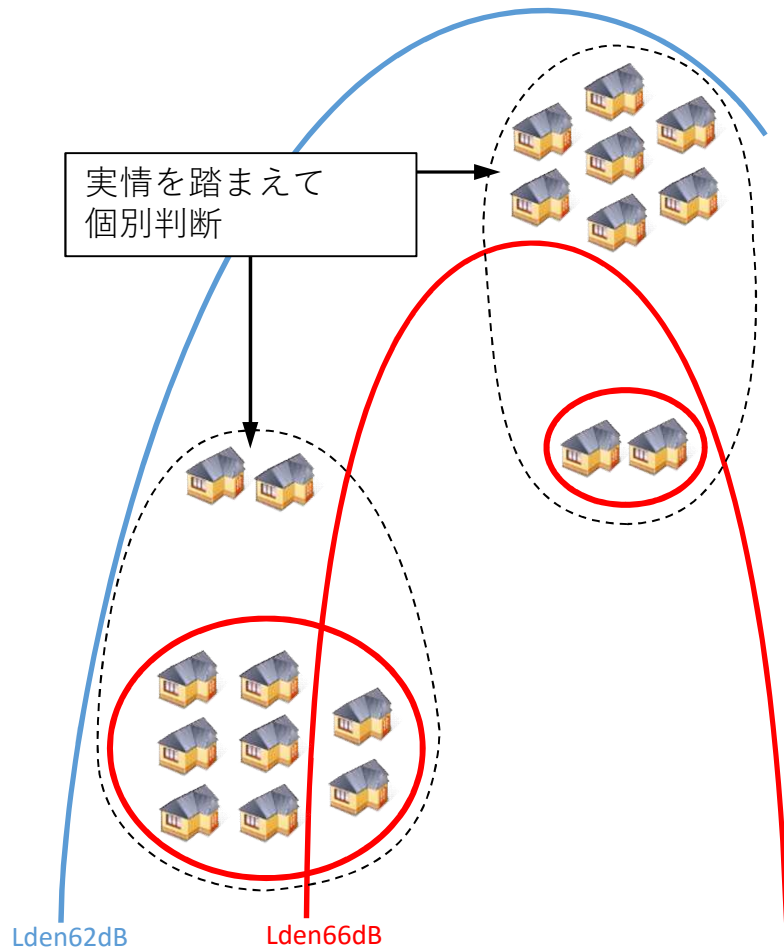
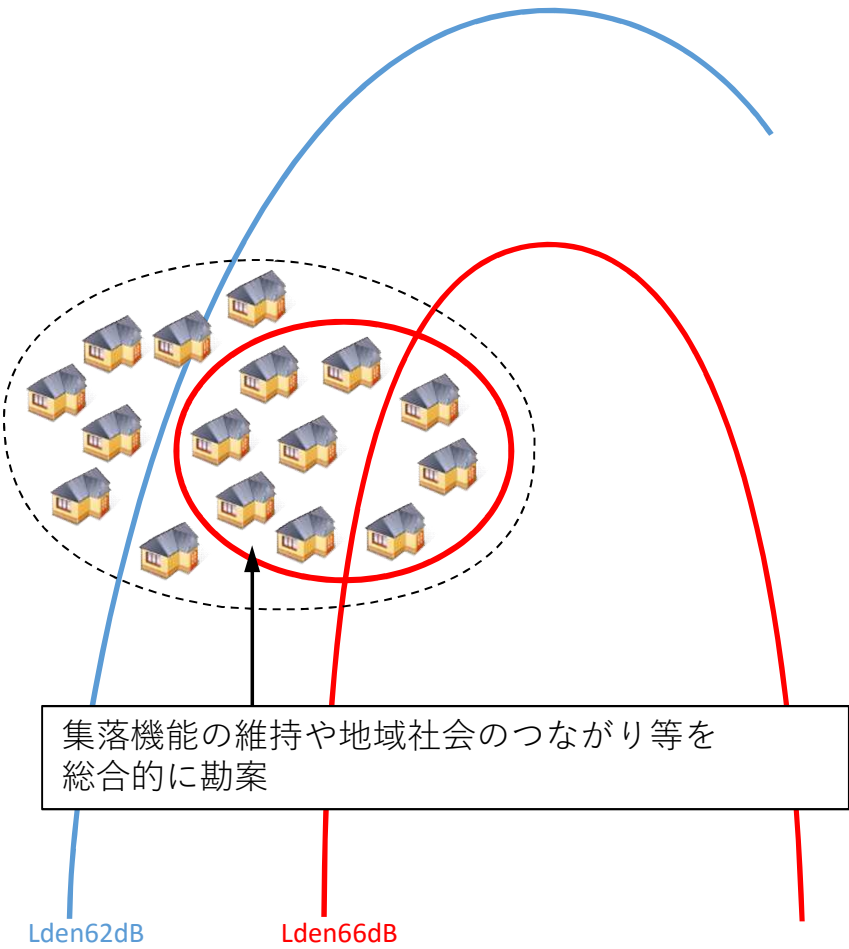


図4 設定基準-2 (2)



2. 航空機からの落下物に関する対策について

<提案の背景>

- これまで、国、空港会社において落下物事案の根絶へ向けて、様々な防止対策が講じられてきたが、それでもなお、落下物事案がこの10年間で19件発生している。
- 落下物事案は、一歩間違えば人命にもかかわるものであり、従来から、地域住民や空港圏自治体連絡協議会は、抜本的対策を求めている。

新たな対策の創設について(案)

地域住民の安全・安心を確保するため、県、関係市町及び空港会社等により、成田空港周辺地域における「独自の対策」を創設し、住居移転を希望する関係住民を支援する。

ア 対象地域

飛行コース直下で、概ね過去10年間に落下物が生じた実例がある地域を基本に、今後、県、関係市町及び空港会社等で協議して決定

イ 対象者

この制度の施行時に、対象地域に住居を所有し、現に居住している住民で、同一市町内に移転を希望する者

ウ 内容(概略)

住居移転のために金融機関から借り入れた場合、上限額を設定する等一定の条件の下で補給する。

エ その他

- ㊦空港会社からの交付金を活用する。
- ㊧具体的な方法や額等の詳細は、今後、県、関係市町、空港会社等で協議し決定。

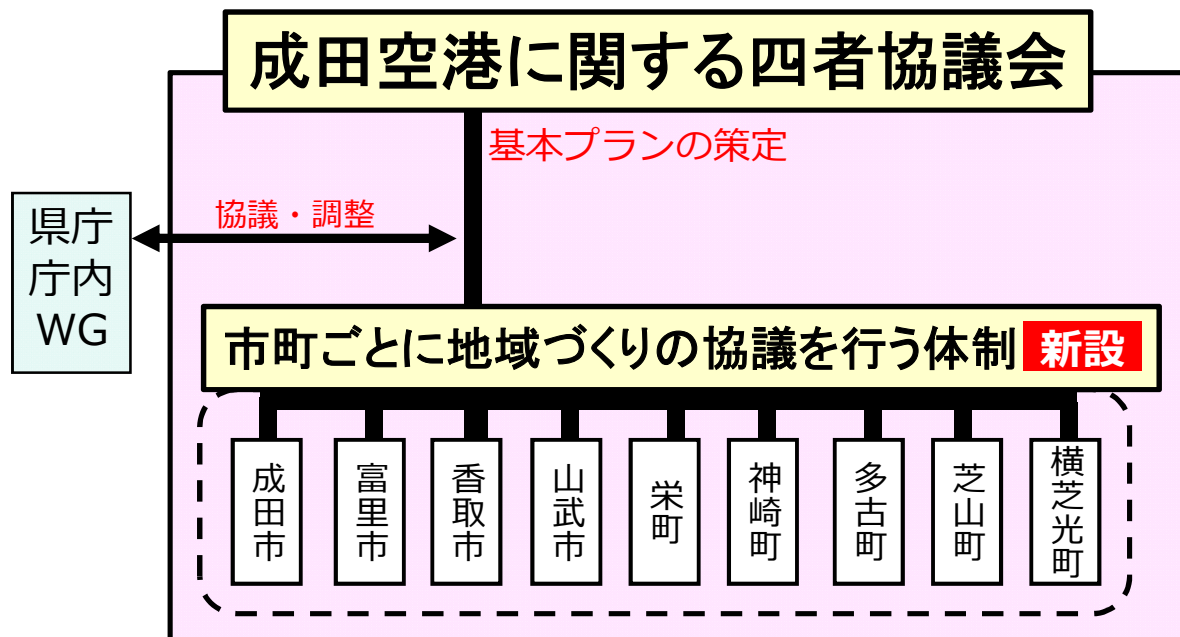
3. 空港周辺の地域づくりについて

- 空港周辺地域の地域振興策の方向性・内容を掲げた「**基本プラン**」を、**四者協議会**において、今後策定していく。

【策定にあたってのポイント】

- ①道路、河川、農業用水等の社会生活基盤の整備のほか、交通利便性の向上、観光・農業振興、企業立地、教育・子育て環境の整備など**幅広い分野を検討対象**とする。
- ②**市町の意見や要望を丁寧に把握しながら**、検討・策定作業を進めていく。
- ③ **県と各市町との間**で協議を行う場を、**市町ごとに設置**するなど地域づくりの体制を立ち上げ、検討を速やかに開始する。

[地域づくり体制のイメージ]



【検討項目の例】

- 道路・河川・農業用水等
- 交通利便性の向上
- 観光・農業振興
- その他（企業立地、教育、子育て環境の整備など）